

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 婚外子の相続格差

「婚姻届けを出していない男女間の子（婚外子）の相続分は、法律上の夫婦の子（婚内子）の 2 分の 1 とする」という民法の規定が憲法に違反しているという訴えに対し、最高裁判所は従来の裁判例を見直す動きを見せています。

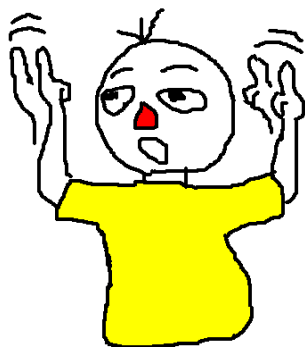
この規定については 1995 年に最高裁が「憲法違反ではない」という決定を下したその時から、裁判官の間でも意見が分かれていました。

「民法は法律婚を前提として、婚内子を尊重しながら婚外子にも配慮している。憲法違反ではない。」という意見と「出生について責任があるのは親なのに、それを子どもに押し付けている。憲法違反だ。」という意見が対立しています。

婚姻届を出すか（法律婚）出さないか（事実婚）は親がきめたことで、生まれて来る子どもに選択の余地はありません。婚姻届を出したくても出せない事情の親もあります（重婚的内縁）。国連の複数の機関からは、「子どもの権利」として相続格差をなくすべきだ、という勧告が日本に対してなされています。

① 認知されない子

親がいずれの道を選んでいても、相続格差が問題となるのは親子関係が明らかでない子どもに限ります。それが明らかでない、相続どころではないのです。



50%にしろ 100%にしろ、始めから相続財産がほしいと思って生まれてくる子どもはいません。子どもには母と父の存在が必要とされているだけです。

一般に母が誰かは出産によって明らかですが、法律婚以外では父は名乗りをあげないと定まりません（認知）。

信頼関係によって結ばれた男女なら女性が子どもを宿したとき、男性は自分が父だと信じるのが自然です。

① 責任はとらなくていい？

婚姻や認知は、ただ「私が父である」と認めるだけでなく、生まれて来る子どもを「確実に育てる責任を持つ」という宣誓とも言えます。



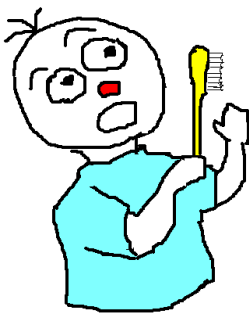
「こうすればどうなる」という因果関係を理解している人なら、結果に対して責任を持つべきというのが常識的な判断・・・と言えそうですが別な考え方もあります。

責任を追及しようにも経済力がゼロに等しい父では将来に何の保証もないから、現時点でできるだけ多くの一時金を受け取り、以後は一切関係を断つというもの。

さらには「夫も、子どもの父も要らない。子どもだけが欲しい。」と希望する女性の存在が新聞のアンケート結果などで伝えられています。

意識的にシングル・マザーを選択する人たちです。経済的に自立した女性なら保育料を負担して保育園に預けることで、あるいは両親の協力で養育も可能でしょう。最近では事業所内保育施設を設ける企業も増えてきています。

「相手を選ぶのも、子をなす行為もわずらわしい」という人には生殖補助医療こそ望むところかもしれません。しかし、「厚生科学審議会・生殖補助医療技術に関する専門委員会」は2000年12月の報告で生殖補助医療の対象を「法律上の夫婦に限る」という条件をつけ、生殖補助医療を使わなくても妊娠・出産できるような場合に便宜的な利用は認めるべきでないとしています。生殖補助医療はその後長い時間をかけて検討されていますが、まだ法的な整備は完了していません。



数年前にあった死者の冷凍精子を用いた人工生殖＝死後生殖について、法律学者の間では「最初から父のいない子をつくるこのような人工生殖を許すべきでない」とする立場が圧倒的に有力とのことです・・・。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com

「人間を手段化・目的化してはならない」・・・カント・・・